

深谷市在宅重症心身障害児（者）の家族に対する

レスパイトケア事業補助金（ご案内）

令和6年7月1日作成

この補助金は、重症心身障害児（者）の家族のレスパイトケア事業の拡充を目的としたものです。

※重症心身障害児（者）とは、市内に住所を有する在宅の知的障害及び重度の肢体不自由が重複する者

（児童を含む）であって、別表1の各項目に規定する状態が6か月以上継続するものです。

本事業の補助対象者は、次の要件に該当する事業所です。

- ・ 埼玉県内の医療機関又は医療型障害児入所施設において医療型短期入所を行う事業所
- ・ 埼玉県内の事業所において看護師等の専門スタッフを配置し、日中一時支援事業を行う事業所
- ・ 深谷市の市税に滞納がないこと

日中一時支援事業を行う事業所とは

※日中一時独立型 訪問看護事業所及び障害福祉サービス等事業等と日中一時支援事業を部屋や職員を兼用又は兼務せず、実施する事業所

※日中一時併設型 障害福祉サービス等事業等と日中一時支援事業を連続等で障害福祉サービス等事業等の部屋を兼用（別室での実施も含む）し、職員を兼務して実施する事業所
併設型については令和6年度限り補助となります。ただし、市長が認める場合は補助できる場合があります。

補助金額（市の予算の範囲内で交付されます） ※別表2

報告及び調査等について

- ・ 事業の実施について市から報告を求めたり、調査を行うことがあります。
- ・ 当該補助事業に係る収入、支出及び実施状況等を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該事業年度の終了後5年間保管してください。
- ・ 当該事業は、令和12年3月31日までを目途に、その有効性を判断します。

別表1

項目	スコア
1 レスピレーター管理（※1）	10点
2 気管内挿管、気管切開	8点
3 鼻咽喉頭エアウェイ	5点
4 O ₂ 吸入又はSpO ₂ 90%以下の状態が10%以上	5点
5 1回/時間以上頻回の吸引	8点
6 6回/日以上頻回の吸引	3点
6 ネブライザー6回/日以上又は継続使用	3点
7 IVH	10点
8 経口摂取（全介助）（※2）	3点
8 経管（経鼻・胃ろう含む）（※2）	5点
9 腸ろう・腸管栄養（※2）	8点
9 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	3点
10 手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上	3点
11 継続する透析（腹膜灌流を含む）	10点
12 定期導尿（3回/日以上）（※3）	5点
13 人工肛門	5点
14 体位変換6回/日以上	3点

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含む。

※2 8、9は経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択する。

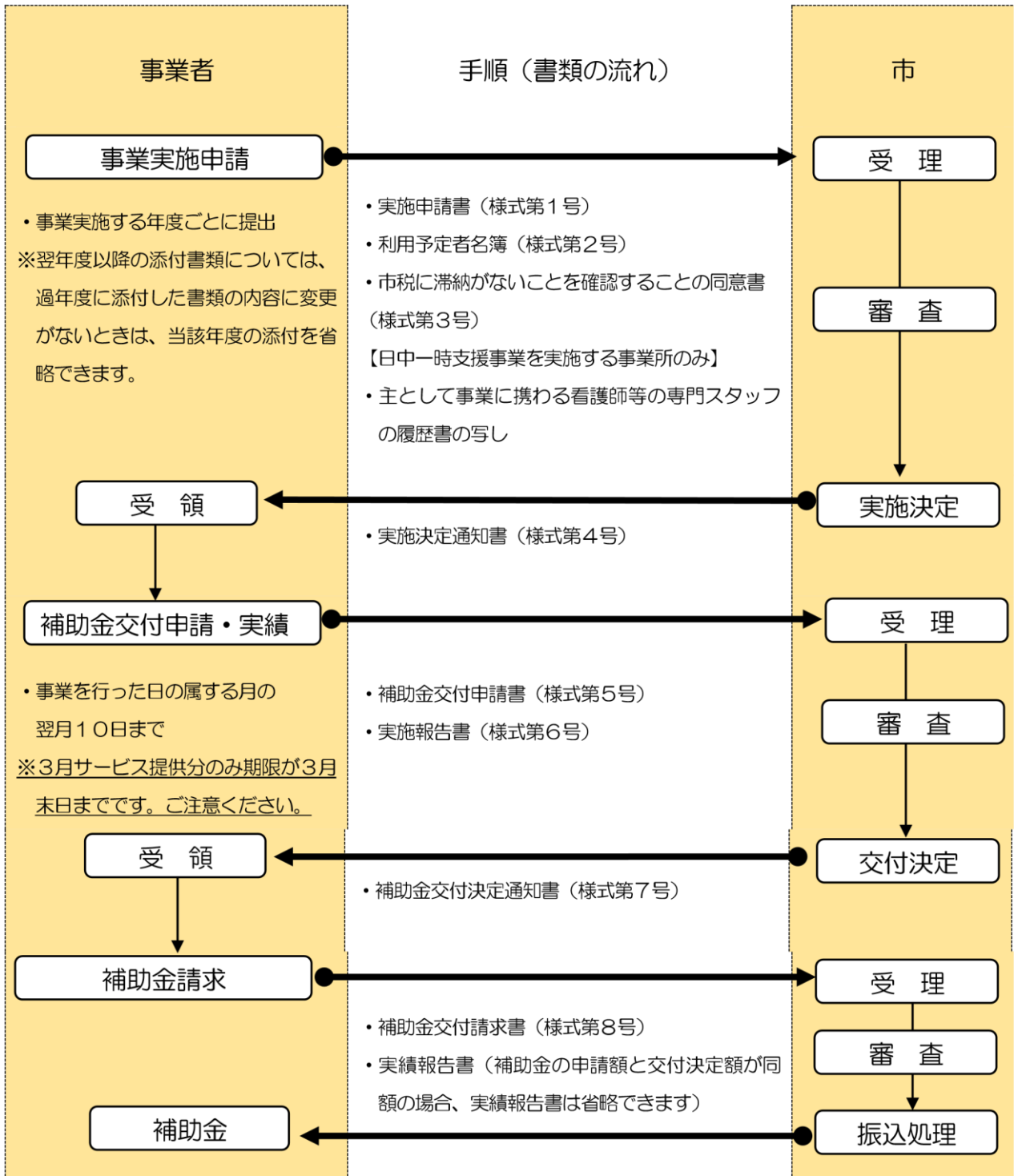
※3 人工膀胱を含む。

別表2

		スコア ※別表1参照	看護師等の配置	支援時間	重症心身障害児 (者)1人当たりの 補助額		
短期入所(医療型短期入所)		25点以上			20,000円/日		
		25点未満			10,000円/日		
日中一時 支援事業	日中一時 独立型	25点以上	看護師等が医療的ケア児者1人を支援した場合	8時間以上	20,000円/日		
				6時間以上8時間未満	15,000円/日		
				4時間以上6時間未満	10,000円/日		
				30分以上4時間未満	5,000円/日		
		25点未満		8時間以上	10,000円/日		
				6時間以上8時間未満	7,500円/日		
				4時間以上6時間未満	5,000円/日		
				30分以上4時間未満	3,000円/日		
		25点以上		看護師等が医療的ケア児者2人以上を支援した場合	8時間以上	10,000円/日	
					6時間以上8時間未満	7,500円/日	
					4時間以上6時間未満	5,000円/日	
					30分以上4時間未満	2,500円/日	
		25点未満			8時間以上	5,000円/日	
					6時間以上8時間未満	3,800円/日	
					4時間以上6時間未満	2,500円/日	
					30分以上4時間未満	1,500円/日	
	日中一時 併設型					2時間以上	2,560円/日
						1時間以上2時間未満	1,920円/日
						30分以上1時間未満	1,280円/日

申請等手順

- ① 医療型短期入所又は日中一時支援の支給決定を受けている重症心身障害児（者）と利用契約
- ② 医療型短期入所又は日中一時支援のサービス提供



申請書等は以下よりダウンロードできます。
 深谷市ホームページ
<http://www.city.fukaya.saitama.jp>

問い合わせ
 深谷市役所 障害福祉課
 048-571-1011（直通）